



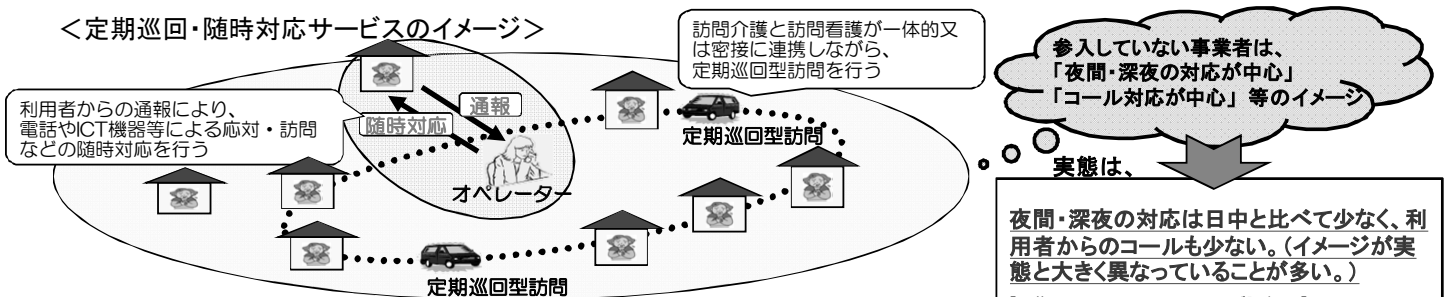
定期巡回・随時対応サービスの普及促進について

厚生労働省 老健局振興課

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスについて

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(2012年4月)。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>

| | 0時 | 2時 | 4時 | 6時 | 8時 | 10時 | 12時 | 14時 | 16時 | 18時 | 20時 | 22時 |
|---|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 月 | | | | | | | | | | | | |
| 火 | | | | | | | | | | | | |
| 水 | | | | | | | | | | | | |
| 木 | | | | | | | | | | | | |
| 金 | | | | | | | | | | | | |
| 土 | | | | | | | | | | | | |
| 日 | | | | | | | | | | | | |

水分補給 更衣介助 (水)

通所介護 (木)

排泄介助 食事介助 体位交換 (土)

体位変換 水分補給 (日)

掃除介助 食事介助 (日)

定期巡回 (黒)

随時訪問 (白)

訪問看護 (斜線)

- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけではなく、必要ときに随時サービスを受けることが可能

<参考>

1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

| 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 189保険者 (0.6万人/日) | 283保険者 (1.2万人/日) | 329保険者 (1.7万人/日) |

2. 社会保障・税の一体改革での今後の利用見込み

| 平成27年度 | 平成37年度 |
|--------|--------|
| 1万人/日 | 15万人/日 |

定期巡回・随時対応サービスの現状

現 状

【実施状況】

- 平成25年3月末日現在、150保険者で292の事業所が指定を受け、2,885人が利用しており、徐々に普及が進んでいる。

※社会保障・税一体改革の将来推計では、平成37年度（2025年度）に15万人分のサービス確保を前提として推計。
※市町村の第5期介護保険事業計画では、平成26年度に329保険者で1.7万人分のサービス確保を想定。

- 大都市だけではなく、地方の小規模な市町村でも事業所が立ち上がっている。
- 事業者の法人種別は、営利法人が半数を占めている。
- 業務の一部を他の訪問介護事業所等に委託している事業所もある。

【サービス提供状況】

- 平均要介護度は2.7、1人当たりの訪問回数は1日3.0回となっており、訪問介護（平均要介護度1.9、訪問回数0.7回）と比較すると、要介護度の高い高齢者の在宅生活を支える役割を担っている。
- 世帯の状況では、独居又は高齢者のみの世帯が73.1%となっている。
- 認知症の利用者が多く、認知症自立度Ⅱ以上の利用者が、70.3%となっている。
- 軽度の高齢者に対しても、生活リズムに合わせた訪問による食事の提供や服薬確認等を行うことにより、生活が安定するという効果が認められている。
- 頻回の複数訪問で、要介護者の生活全体を見るサービスとなっている。
- サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅の居住者に対して事業を実施している事業所とそれ以外の事業所とでは、訪問回数やコール件数等について大きな差がある。

2

【事業所の意識】

- 定期巡回・随時対応サービスに未参入の事業者については、「夜間、深夜の対応が中心」「利用者からのコール対応が中心」「訪問時間が短くなることで利用者の生活実態が把握しにくい」等の認識があるが、参入済みの事業者とは大きく認識が異なっており、参入上の課題の1つとなっていると考えられる。
- 既に定期巡回・随時対応サービスに参入している事業所であっても、訪問看護事業所との連携やケアマネジャーへの理解について、課題であると認識しているところが多く、こちらも参入上の課題の1つとなっていると考えられる。

3

定期巡回・随時対応サービスの実施状況①

(平成25年5月末現在 振興課調べ)

①実施保険者数及び事業所数

| | | |
|--------------|---------|---------|
| 実施保険者数及び事業所数 | 150 保険者 | 292 事業所 |
|--------------|---------|---------|

②実施事業者の法人種別

| 法人種別 | 事業所数 | 割合 |
|-----------|------|--------|
| 営利法人 | 141 | 48.3% |
| 社会福祉法人 | 88 | 30.1% |
| 医療法人 | 41 | 14.0% |
| 特定非営利活動法人 | 11 | 3.8% |
| 協同組合 | 6 | 2.1% |
| 社団法人 | 2 | 0.7% |
| 財団法人 | 3 | 1.0% |
| 合計 | 292 | 100.0% |

③実施形態別事業所数

| 実施形態 | 事業所数 | 割合 |
|------|------|-------|
| 一体型 | 93 | 31.8% |
| 連携型 | 200 | 68.5% |

※一体型と連携型の両方を実施している事業所があるため、事業所数の合計が②と一致しない。

④利用者数

| | |
|------|-------|
| 利用者数 | 2,885 |
|------|-------|

4

定期巡回・随時対応サービスの実施状況②

⑤事業実施自治体一覧(150 保険者)

(平成25年5月末現在 振興課調べ)

| 都道府県名 | 保険者名 | 事業所数 | 都道府県名 | 保険者名 | 事業所数 | 都道府県名 | 保険者名 | 事業所数 | 都道府県名 | 保険者名 | 事業所数 |
|------------|-------|------|----------|------|-------|----------|---------|------|-------|------|-------|
| 北海道 | 札幌市 | 17 | 東京都 | 中央区 | 2 | 山梨県 | 甲府市 | 1 | 兵庫県 | たつの市 | 1 |
| | 小樽市 | 1 | | 港区 | 3 | | 岐阜市 | 4 | | 尼崎市 | 1 |
| | 帯広市 | 1 | | 新宿区 | 2 | | 大垣市 | 1 | | 明石市 | 1 |
| | 夕張市 | 1 | | 墨田区 | 2 | | もとす広域連合 | 1 | | 奈良市 | 2 |
| | 函館市 | 3 | | 江東区 | 3 | | 静岡県 | 静岡市 | | 5 | 大和郡山市 |
| 岩手県 | 盛岡市 | 1 | | 品川区 | 1 | 浜松市 | 3 | 和歌山県 | 和歌山市 | 1 | |
| | 北上市 | 1 | | 世田谷区 | 2 | 伊東市 | 1 | 米子市 | 5 | | |
| 山形県 | 奥州市 | 1 | | 中野区 | 1 | 名古屋市 | 7 | 鳥取県 | 鳥取市 | 1 | |
| | 山形市 | 1 | | 杉並区 | 4 | 北名古屋 | 1 | 境港市 | 1 | | |
| 福島県 | 鶴岡市 | 1 | | 豊島区 | 3 | 岡崎市 | 1 | 岡山県 | 岡山市 | 4 | |
| | 福島市 | 4 | 練馬区 | 4 | 稲沢市 | 1 | 広島市 | 2 | | | |
| | 伊達市 | 1 | 足立区 | 5 | 清須市 | (1) | 福山市 | 4 | | | |
| | 会津若松市 | 1 | 江戸川区 | 2 | 豊橋市 | 1 | 尾道市 | (1) | | | |
| 茨城県 | 土浦市 | 1 | 目黒区 | 5 | 西尾市 | 2 | 三原市 | 1 | | | |
| | 鹿嶋市 | 1 | 荒川区 | 1 | 高浜市 | 1 | 三次市 | 1 | | | |
| 埼玉県 | さいたま市 | (1) | 武蔵野市 | 1 | 三重県 | 津市 | 1 | 山口県 | 下関市 | 1 | |
| | 和光市 | 3 | 稲城市 | 1 | 栗東市 | 1 | 香川県 | 坂出市 | 2 | | |
| | 朝霞市 | (2) | 小金井市 | 1 | 草津市 | (1) | 愛媛県 | 新居浜市 | 2 | | |
| | 志木市 | 1 | 調布市 | 1 | 守山市 | 2 | 北九州市 | 1 | | | |
| | 久喜市 | 1 | 八王子市 | 1 | 京都市 | 2 | 福岡市 | 福岡市 | 1 | | |
| | 富代町 | (1) | 立川市 | 2 | 福知山市 | 1 | 久留米市 | 3 | | | |
| | 白岡市 | (1) | 三鷹市 | 1 | 向日市 | 1 | 小郡市 | 1 | | | |
| | 幸手市 | (1) | 川崎市 | 7 | 長岡京市 | 1 | 福岡県小郡市 | 1 | | | |
| | 杉戸町 | (1) | 横浜市 | 18 | 大阪市 | 4 | 佐賀県 | 唐津市 | 1 | | |
| | 上尾市 | 1 | 小田原市 | 1 | 堺市 | 2 | 長崎県 | 長崎市 | 2 | | |
| 大里広域市町村圏組合 | 1 | 平塚市 | 1 | 藤井寺市 | 1 | 大村市 | 1 | | | | |
| 春日部市 | 1 | 伊勢原市 | 1(1) | 八尾市 | 1 | 熊本市 | 熊本市 | 2 | | | |
| 千葉県 | 千葉市 | 2 | 鎌倉市 | 1 | 富田林市 | (1) | 山鹿市 | 1 | | | |
| | 船橋市 | 4 | 秦野市 | (1) | 松原市 | (1) | 人吉市 | 1 | | | |
| | 君津市 | 1 | 新潟市 | 1 | 河内長野市 | (1) | 中津市 | 1 | | | |
| | 柏市 | 2 | 上越市 | 4 | 岸和田市 | 2 | 豊後大野市 | 1 | | | |
| | 習志野市 | (1) | 長岡市 | 2 | 東大阪市 | 2 | 鹿児島市 | 9 | | | |
| | 佐倉市 | 1 | 富山県 | 富山市 | 2 | 交野市 | (1) | 指宿市 | 1 | | |
| | 富津市 | (1) | 石川県 | 加賀市 | 1 | くすのき広域連合 | 1 | 鹿屋市 | 1 | | |
| 市川市 | 1 | 津幡町 | 1 | 茨木市 | 2 | 沖繩県 | うるま市 | 1 | | | |
| 東京都 | 流山市 | 1 | 福井県 | 福井市 | 3 | 大東市 | (1) | | | | |
| | 千代田区 | 2 | 坂井地区広域連合 | 1 | 神戸市 | 5 | | | | | |
| | 板橋区 | 1 | 鯖江市 | 1 | | | | | | | |

注1) 他の市町村(保険者)に所在する事業所を指定している場合は()としている。
 注2) ※は公募指定を行っている保険者。

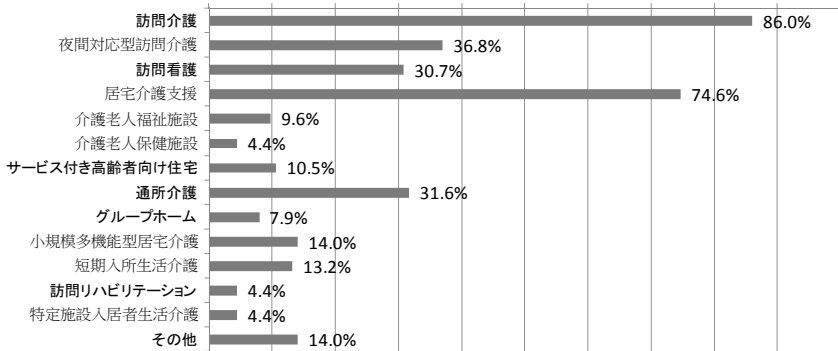
5

定期巡回・随時対応サービスの実施状況③

(平成24年10月末現在 振興課調べ)

- 事業を実施した104事業所で895名が利用。(1事業所当たり8.6人)
- 利用者のうち、独居又は高齢者のみの世帯が73.1%。

①実施事業所の併設状況



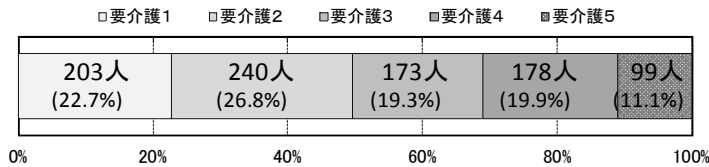
②事業の委託状況

| | |
|-------------|-------|
| 定期巡回サービスを委託 | 9事業所 |
| 随時訪問サービスを委託 | 7事業所 |
| オペレーター業務を委託 | 10事業所 |

③通報装置設置状況

| | |
|-------------|-------|
| テレビ電話型 | 20事業所 |
| その他のケアコール端末 | 76事業所 |
| 利用者の携帯電話など | 30事業所 |
| その他 | 15事業所 |

④要介護度別の利用者数



平均要介護度 2.7

⑤認知症自立度別の利用者数(不明者を除く)

| 自立 | I | II | III | IV | M |
|-------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|
| 96人 (11.5%) | 151人 (18.1%) | 322人 (38.7%) | 200人 (24.0%) | 54人 (6.5%) | 10人 (1.2%) |

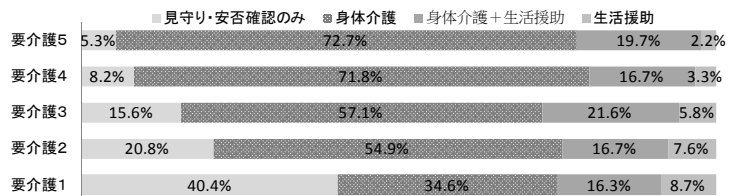
II以上 70.3%

⑥利用者の世帯の状況について

| | |
|---------|--------------|
| 独居 | 465人 (52.0%) |
| 高齢者のみ世帯 | 189人 (21.1%) |

独居・高齢者のみ世帯 73.1%

⑦定期巡回のサービス内容(訪問回数割合)



定期巡回・随時対応サービスの実施状況④

(平成24年10月末現在 振興課調べ)

- 1日あたりの定期巡回訪問回数は1人平均3.0回。
- 1事業所あたりのコール件数は1日平均4.1回。うち訪問を行ったケースは60.5%となっているが、集合住宅に併設している事業所では訪問回数が多くなっていると考えられる。

①1日あたりの定期巡回訪問回数(1人あたり)

| | 平均訪問回数 |
|------|--------|
| 全体 | 3.0回 |
| 要介護1 | 2.2回 |
| 要介護2 | 2.8回 |
| 要介護3 | 2.9回 |
| 要介護4 | 3.5回 |
| 要介護5 | 4.8回 |

②サービス提供時間別定期巡回訪問回数

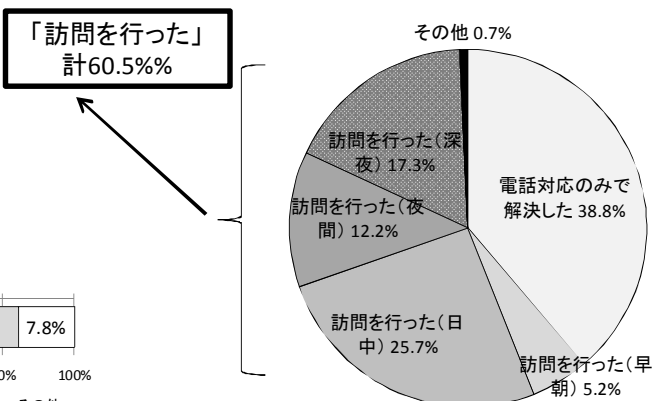
| | 訪問回数 | 割合 |
|------------|---------|--------|
| 全体 | 75,217回 | 100.0% |
| 20分未満 | 48,681回 | 64.7% |
| 20分以上30分未満 | 13,450回 | 17.9% |
| 30分以上1時間未満 | 10,721回 | 14.3% |
| 1時間以上 | 2,365回 | 3.1% |

③時間帯別のコール件数

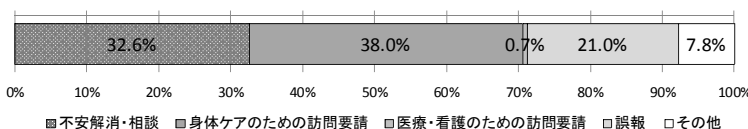
| | コール件数 | 割合 |
|----|---------|--------|
| 合計 | 13,349回 | 100.0% |
| 早朝 | 1,454回 | 10.9% |
| 日中 | 6,024回 | 45.1% |
| 夜間 | 2,467回 | 18.5% |
| 深夜 | 3,404回 | 25.5% |

1事業所あたりのコール件数(1日) 4.1回

⑤コールを受けての対応



④コールの内容

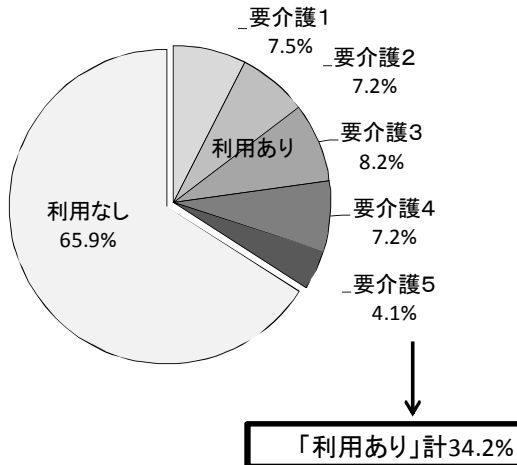


定期巡回・随時対応サービスの実施状況⑤

(平成24年10月末現在 振興課調べ)

- 利用者の34.1%が訪問看護を利用している。
- 訪問看護は20分未満の提供が77.5%。
- オペレーターのうち、77.8%は介護福祉士。

①訪問看護利用者の割合



②1月あたりの訪問看護平均利用回数

| | 平均訪問回数 |
|------|--------|
| 全体 | 3.2回 |
| 要介護1 | 2.4回 |
| 要介護2 | 3.0回 |
| 要介護3 | 3.2回 |
| 要介護4 | 3.9回 |
| 要介護5 | 4.4回 |

③サービス提供時間別訪問看護回数

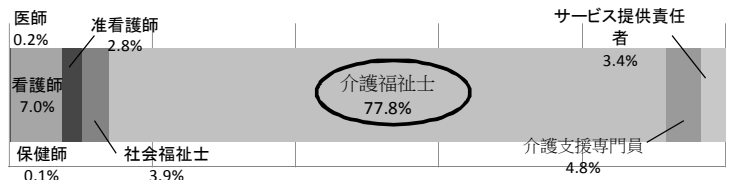
| サービス提供時間 | 訪問回数 | 割合 |
|------------|--------|--------|
| 20分未満 | 2,470回 | 77.5% |
| 20分以上30分未満 | 431回 | 13.5% |
| 30分以上1時間未満 | 222回 | 7.0% |
| 1時間以上 | 66回 | 2.1% |
| 全体 | 3,189回 | 100.0% |
| (うち随時訪問) | 316回 | 9.9% |

④人員配置状況(1事業所当たり平均)

| | 常勤(兼務者割合) | 非常勤 | 常勤換算 |
|--------|-----------|-------|------|
| 介護職員 | 7.0人(59%) | 14.1人 | 6.6人 |
| 看護職員 | 1.1人(24%) | 0.4人 | 1.1人 |
| オペレーター | 6.8人(61%) | 2.4人 | 4.0人 |

※連携先、委託先の職員は含まない。

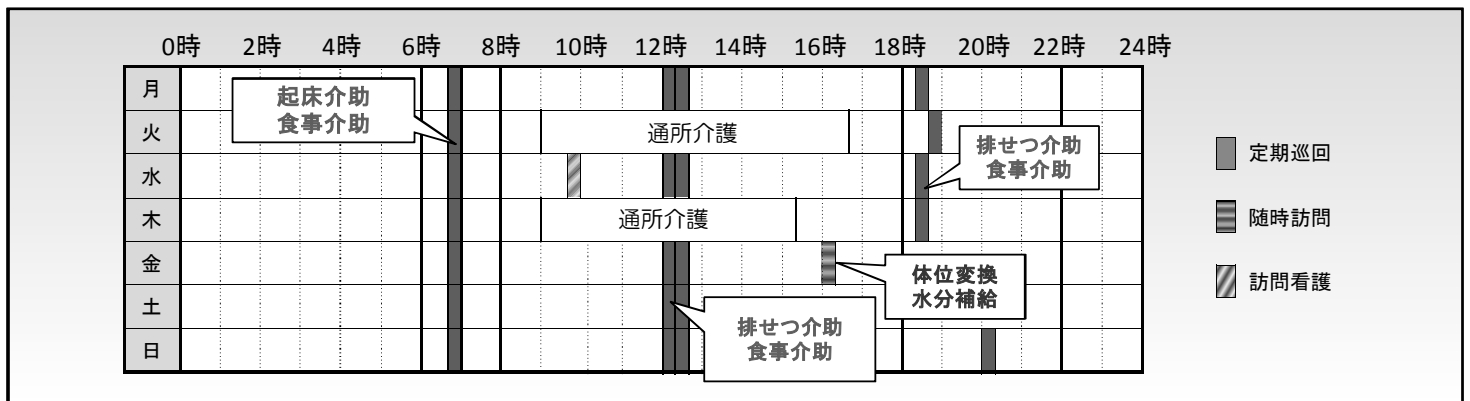
⑤オペレーターの保有資格



8

定期巡回・随時対応サービスのイメージ

<サービス提供の例>



<サービスイメージのギャップ>

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査より】

参入前事業者

- 夜間・深夜の対応が中心?
- 利用者からのコール対応が中心?
- 短時間訪問では利用者の生活実態が把握しにくい?

実態は...

参入済み事業者

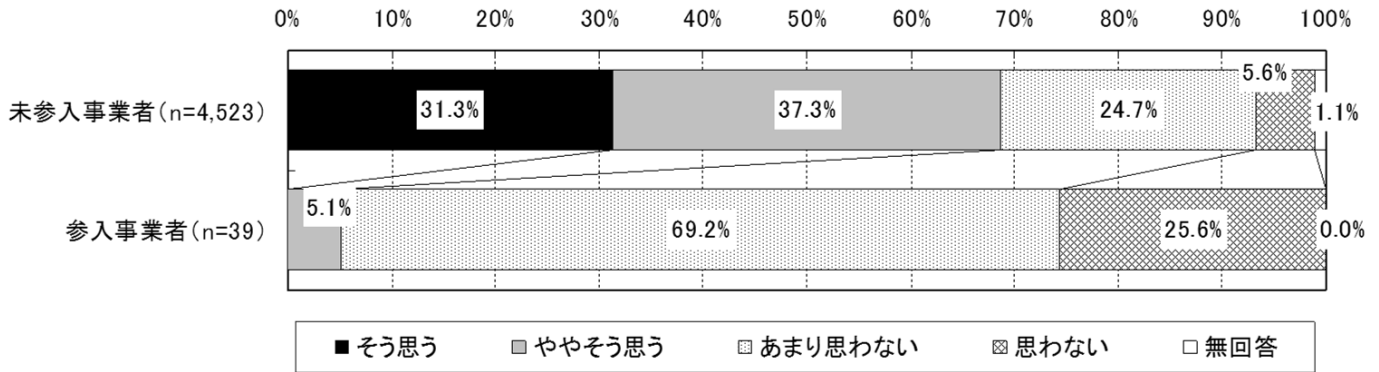
- ◆ 夜間・深夜の対応は日中と比べて少ない。
- ◆ 定期巡回が中心で、コールは少ない傾向。
- ◆ 複数回訪問により生活全体が把握できる。

(参入前のイメージが実態と大きく異なっていることが多い。)

9

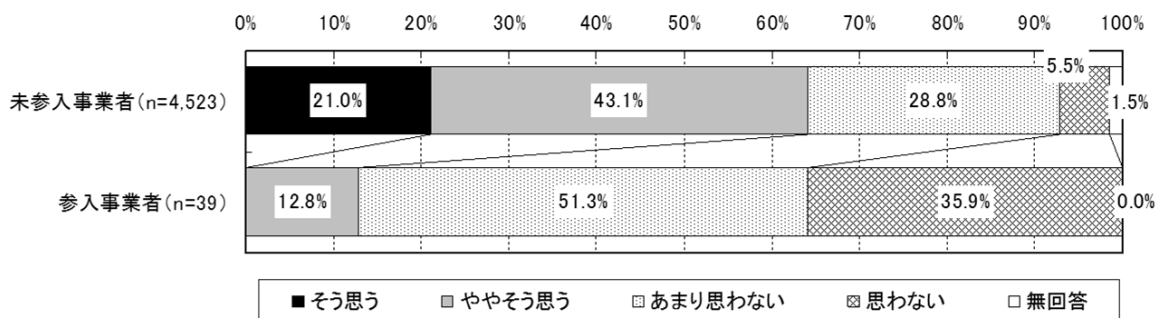
イメージ:「夜間、深夜の対応が中心」

- 未参入事業者の7割近くが、本サービスを「夜間、深夜の対応が中心」のサービスと認識している一方で、ほとんどの参入事業所が、本サービスを夜間、深夜の対応が中心とは考えていない。

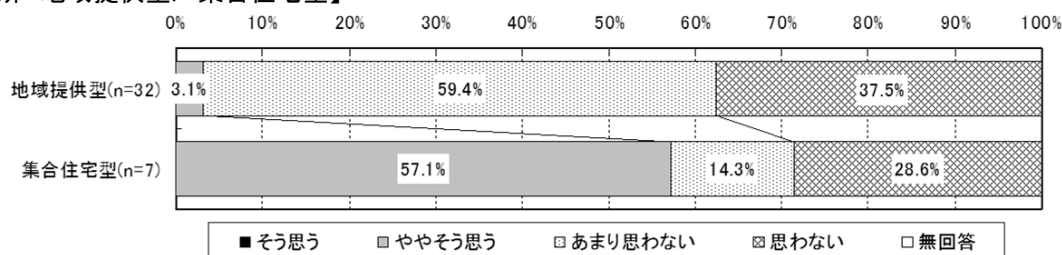


イメージ:「利用者からのコール対応が中心」

- 基本的に、アセスメントに基づく「定期巡回」が中心のサービスであるが、未参入事業所のイメージは、コール対応が中心のイメージが中心。
- 集合住宅型と地域提供型ではイメージが異なるのは、サービス提供のパターンが異なるため。



【参入事業所 地域提供型/集合住宅型】



コールの回数と対応

- ・ コールは、週単位で数回程度であり、実際の訪問に至るケースは、地域提供型では1回程度。
- ・ コール頻度も、コールに対する訪問対応の割合も、集合住宅型の方が高いが、「地域提供型」と「集合住宅型」では「コール」の持つ意味が異なる点に留意が必要である。

※調査段階において、当該事業所における本サービスのすべての利用者が特定の集合住宅に住居している場合に、「集合住宅型」とし、それ以外の事業所を「地域提供型」と整理している。

| | 地域提供型 n=204 | | 集合住宅型 n=184 | |
|----|----------------------------------|--------------------|----------------------------------|--------------------|
| | 一人当たりの コール件数／月 (うち、訪問対応件数) | コールに対する 訪問対応の割合 | 一人当たりの コール件数／月 (うち、訪問対応件数) | コールに対する 訪問対応の割合 |
| 早朝 | 0.9回／月(0.2回) | 24.7% | 1.1回／月(0.8回) | 77.3% |
| 日中 | 4.1回／月(0.8回) | 19.7% | 8.7回／月(8.3回) | 95.6% |
| 夜間 | 0.6回／月(0.3回) | 44.0% | 2.3回／月(2.1回) | 92.1% |
| 深夜 | 1.3回／月(0.4回) | 30.8% | 3.9回／月(3.6回) | 93.7% |
| 全体 | 6.9回／月(1.7回) | 24.5% | 15.9回／月(14.8回) | 93.4% |

12

訪問の状況

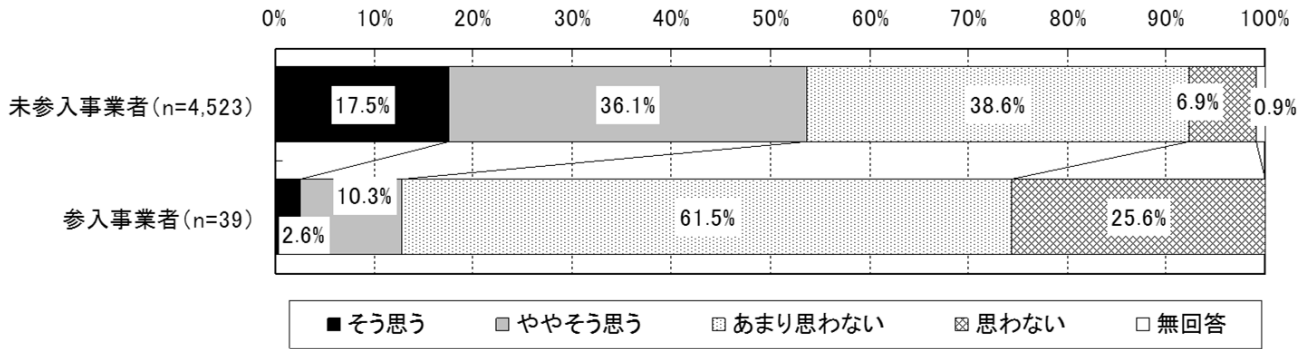
- ・ 全体として、地域提供型の事業所に比べ、集合住宅型の事業所の訪問回数がより頻回である。
- ・ おおむね、要介護度が高くなるほど、訪問回数が増える傾向にある。(単身世帯の比率など留意する必要がある)

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|----------------------|------|------|------|-------|-------|
| 全体 | 3.2回 | 4.0回 | 3.8回 | 5.6回 | 4.4回 |
| 地域提供型の事業所 (32事業所) | 2.3回 | 2.8回 | 3.5回 | 4.4回 | 3.2回 |
| 集合住宅型の事業所 (7事業所) | 6.3回 | 7.7回 | 4.8回 | 10.5回 | 11.3回 |

13

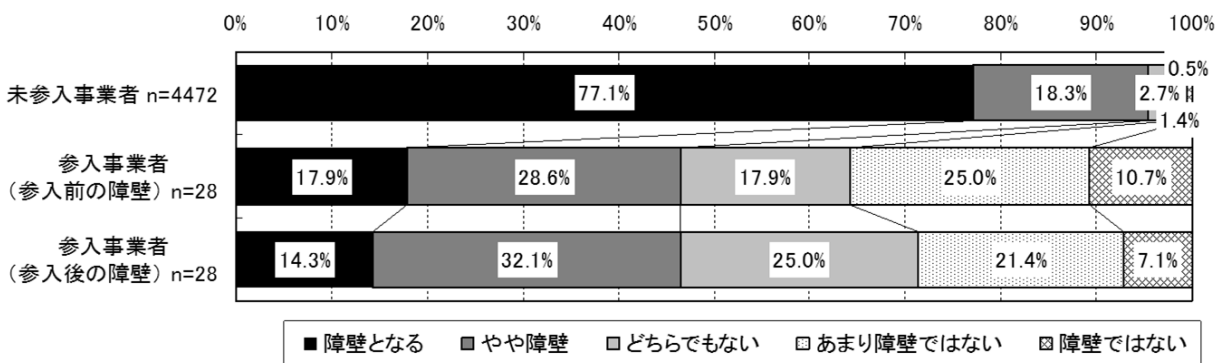
イメージ:「訪問時間が短くなることで利用者の生活実態が把握しにくい」

- 半数以上の未参入事業者が「利用者の生活実態が把握しにくい」と回答している一方で、参入事業者では、1割程度である。
- 本サービスは、定額制に基づき、1回あたりの訪問時間に制約がないため、短時間で複数回の訪問となることが多い。したがって、時間が短くなる代わりに、一日を通して生活全体を見るのが可能になる側面もある。



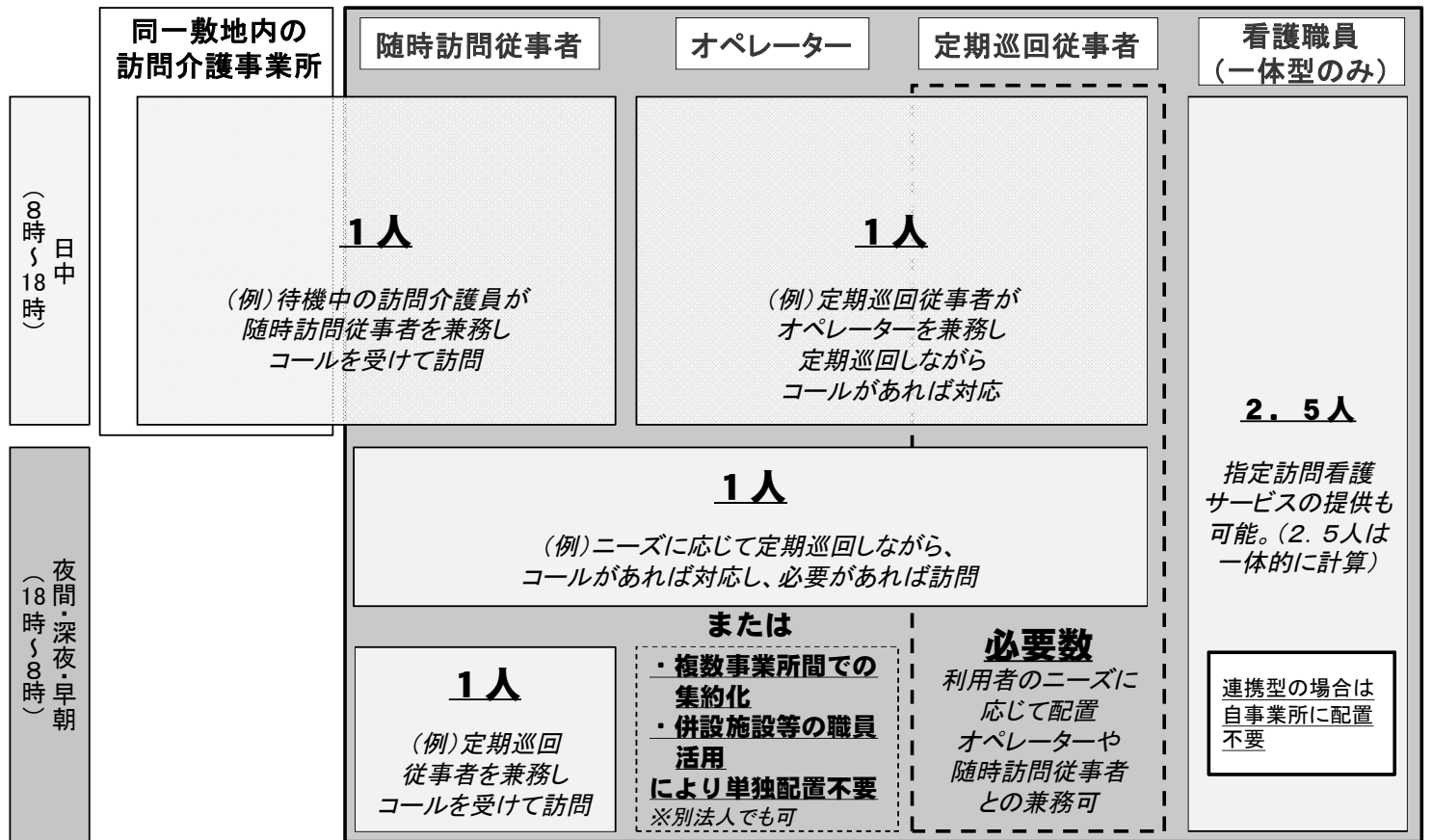
「夜間、深夜の訪問体制構築」

- 未参入事業者の95%以上が「夜間、深夜の訪問体制構築」を参入障壁と回答。
- 一方、参入事業者では、46.5%が参入障壁と回答。



※参入事業者の「参入前」の障壁、及び「参入後」の障壁について、いずれも回答のあった事業所を集計対象としている
 ※未参入事業者の無回答は除いている

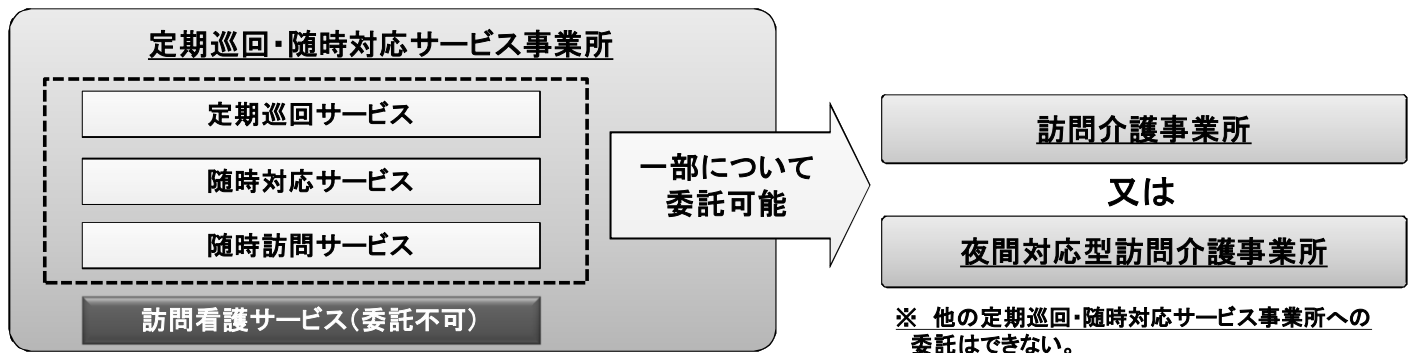
定期巡回・随時対応サービスの人員配置例



⇒ **事業の実施方法等に応じた柔軟な人材配置が可能**

16

定期巡回・随時対応サービスの一部委託について



【一部委託の際の制限】

- ①すべての利用者に対する、②すべてのサービス（定期巡回サービス・随時対応サービス・随時訪問サービス）を、③同一の時間帯において委託すること（定期巡回・随時対応サービス事業所の業務が一切ない状態）は認められない。

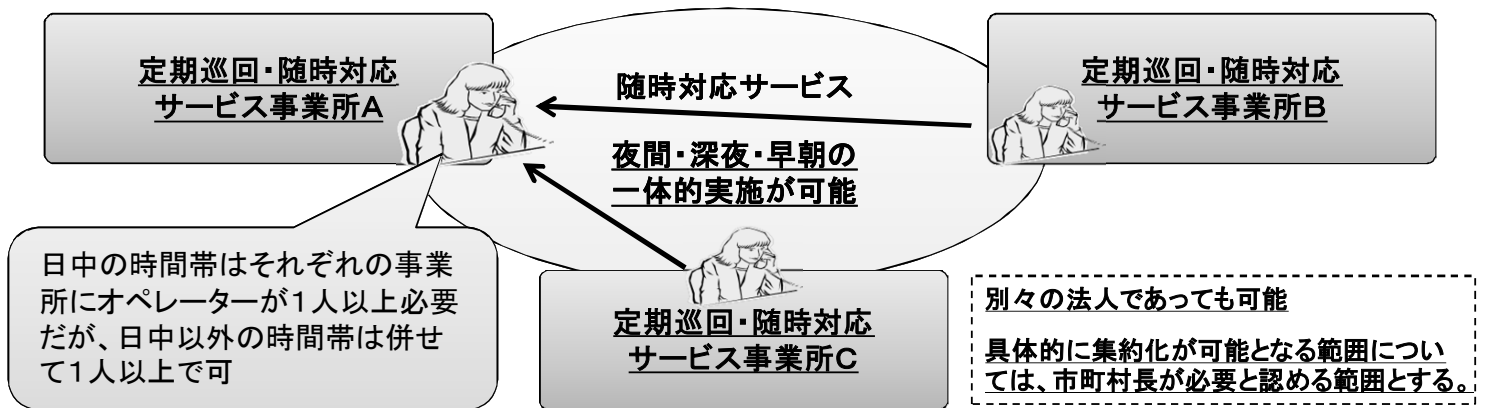
【具体的な委託の例】

- ① 利用者50人の定期巡回・随時対応サービス事業所が、事業所の所在地と一定以上の距離を有する地域に居住する利用者10人に係る定期巡回サービス・随時対応サービス・随時訪問サービスを当該利用者が居住する地域に所在する指定訪問介護事業所に委託
- ② 特定の時間帯（例：深夜）における随時対応サービスを、指定夜間対応型訪問介護事業所に委託

(※) 具体的な範囲については市町村長が必要と認める範囲に限られる。

定期巡回・随時対応サービスの集約化について

- 日中はそれぞれの事業所においてオペレーターの配置が必要となるが、深夜帯についてはそのニーズが極小化することに鑑み、複数の定期巡回・随時対応サービス事業所が、随時対応サービスを一体的に実施することを認める。



【深夜帯における随時対応サービスの集約化の考え方】

- 随時対応サービスについてA事業所が実施する日、B事業所が実施する日をあらかじめ定め、利用者に対する説明を十分に行った上で、複数の定期巡回・随時対応サービスの共同実施を行う。
- オペレーターについては、いずれかの事業所の職員が配置されていれば基準を満たす。
- 随時対応サービスを行わない事業所であっても、日中以外の時間帯における定期巡回サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービスについては実施しなければならない。

18

自治体の取り組み事例①

< 埼玉県的事例 >

地域性の異なる2地域でモデル的に事業を実施

→ 県内全市町村でのサービス実施を目指す。

【検討会の開催】…全10回



- ・モデル市、指定予定事業所、県で構成
- ・スケジュール、課題整理、地域性の分析、事業展開の手法、広報計画・広報資料の内容等を検討

【検討会から見えてきた課題】



○ 正確なサービスの実態を伝えることの重要性

- ・イメージが先行し、正確なサービス実態が知られていない。

○ 地域包括支援センター職員やケアマネジャーへ実例を伝えることの重要性

- ・導入例が少なく、ケアマネジャーをはじめ関係者が利用のメリットや実態を知らない。

【課題解決のために行った取組】

★ 説明会・意見交換会の集中的な実施 … 全28回

- ・地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、メディカルソーシャルワーカー、自治会役員、民生委員等を対象
- ・改善事例などに沿った説明や意見交換
- ・深い意見交換とするため、極力少人数で実施

【行政の役割】…利用者、ケアマネジャー、事業者をつなぐ。

○ キーパーソンへサービスを周知(説明会や意見交換会の実施)

- ・ケアマネジャー、地域包括支援センター職員 (実際にサービス利用の提案を行う。)
- ・メディカルソーシャルワーカー (介護サービス利用前から利用者と関係性がある。利用のきっかけづくり。)

19

Aさん 要介護 4のケース

■ 生活環境

- 転倒時の怪我が原因で寝たきり状態
- 同居家族はいるが日中独居
- 認知症の初期症状有り、ベッドからの転倒も度々有り

■ サービスの提供内容

- 1日3回（日中）の定期的な訪問介護
- 服薬管理、食事の用意、パッド交換、就寝介助、安否確認

介護度の高さや利用者の状態から不安感、転倒で複数回の随時コールがあると予想

20

定期的な訪問により生活が安定
不安感の払拭により転倒もなし

随時コールゼロ

開始から現在の36日間

20

Bさん 要介護 2のケース

■ 生活環境

- 独居生活（近所に家族有り、家族が交代で介護）
- 食事、服薬がきちんとできていない
- 時々、転倒も有り

■ サービスの提供内容

- 1日3回（日中）の定期的な訪問介護
- 食事の用意・確認、服薬管理

食事、服薬ともに安定
転倒などもしものときの安心感を得て高い満足度

随時コールゼロ 開始から現在の7日間

41

このサービスの利用で改善した例 ①

Dさん(男性) 要介護4(歩行困難)

サービス導入前の状況

- 高齢者夫婦のみ世帯
- デイサービスの利用をときどき断る
- 介護拒否があり訪問介護が難しい
- 妻が要介護1(認知症の初期)
- 福祉用具を入れたいが妻が断ってしまう
- 妻が認知症の服薬ができていないため不安定
- Dさんの痙攣が起きると妻が 救急車を何回も呼ぶ
- 片づけができず室内は足の踏み場もない状態

サービス導入後の改善状況

随時訪問: 1回/1日 随時コール: 60回/62日間

- 1日3回の訪問でヘルパーに慣れてきた→介護が可能に
→室内の片付けも少しずつ可能に
- デイサービスの送り出し→確実にデイサービスへ通所
- 特殊ベッドと褥瘡予防マットの使用→痛みの緩和
- 緊急通報装置の設置、複数回訪問、随時対応→安心感
→救急車を呼ばなくなった
- 台所掃除でヘルパーの調理が可能に→栄養面の改善

信頼・安心を提供

ヘルパーがやりがいを感じている

<横浜市事例>

市による積極的な関与 → 18区全区での実施を目指す。

- ① ケアマネジャー連絡会で制度説明 → ケアマネ側の受け入れ態勢を後押し
- ② 市内の利用者データの提示 → 利用者確保の懸念の解消
- ③ 全事業者を直接訪問 → 市の熱意を示す
- ④ 事業者連絡会を発足 → 事業者の横の連携の強化や研鑽の場の提供
- ⑤ メディアの活用 → 積極的な事業のPR
- ⑥ 事例発表会の開催 → 職員のスキルアップ、利用者へのPR



・市と事業者との信頼関係の構築
・整備計画の目標達成

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)の概要

平成25年度予算 11億円

地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・ 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・ 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

| 整備区分 | 単位 | 配分基礎単価 |
|--|------|----------|
| ● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業 | 施設数 | 10,000千円 |
| ● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業 | 施設数 | 3,000千円 |
| ● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 | 施設数 | 3,000千円 |
| ● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業 | 施設数 | 3,000千円 |
| ● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業 | 施設数 | 3,000千円 |
| ● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業 | 整備床数 | 300千円 |
| ● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業 | 整備床数 | 150千円 |
| ● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業 | 施設数 | 3,000千円 |

(参考)交付金の交付の流れ

